

平成29年度第2回高松市総合教育会議 議事録

1 日 時 平成30年2月8日(木) 午後2時00分～午後3時30分

2 場 所 高松市役所11階 職員研修室

3 出席者	高松市長	大西 秀人
	高松市教育長	藤本 泰雄
	高松市教育委員(教育長職務代理者)	吉澤 潔
	高松市教育委員	藤本 英子
	高松市教育委員	葛西 優子
	高松市教育委員	関元 盛夫

4 事務局

(教育委員会)

教育局長	東原 利則
教育局次長総務課長事務取扱	石原 徳二
教育局次長生涯学習課長事務取扱	西川 典生
学校教育課長	久保 朗
保健体育課長	平野 勝也
総合教育センター所長	篠原 隆則
教育局総務課主幹	楠原 昌能
教育局総務係長	牧野 小織

(市民政策局)

市民政策局長	福田 邦宏
市民政策局次長政策課長事務取扱	蓮井 博美
市民政策局次長くらし安全安心課長事務取扱	山下 省吾
政策課長補佐	松本 徳
政策課企画担当課長補佐	坂東 崇嗣
くらし安全安心課長補佐	谷本 泰洋

5 傍聴人 15名

6 協議・調整事項

- (1) 学校における働き方改革と業務改善について
- (2) 高松市の子どもの交通事故の現状と対策について

7 議事の経過

【開会】

【市長挨拶】

○ 市 長

- ・教育長、教育委員におかれましては、お忙しい中、お集まりいただき、御礼申しあげます。
- ・本日は、今年度2回目の総合教育会議となり「学校における働き方改革と業務改善について」「高松市の子どもの交通事故の現状と対策について」の2つの協議をよろしくお願いする。

【議題（1）学校における働き方改革と業務改善について】

○ 教 育 長

- ・これまでも、教員が子どもに向き合う時間を確保し、教育活動を充実させるため様々な方策を講じてきたが、近年、企業労働者の過労死等が問題となり、すべての労働者の働き方改革が国の課題となっている。健康で働きがいを持ち、生き生きと仕事に従事することこそが充実した人生であり、そのためには適正な勤務環境を保つ必要がある。
- ・教育委員会では、実態を正確に把握することが大事であると考え、本市における教職員の勤務状況について調査を行った。その結果、国が行った調査より更に長時間にわたる勤務実態が明らかになった。
- ・本市の充実した学校教育活動の成果は、こうした教職員の献身的な勤務の上になんかえられていると改めて確信し有り難く思っているが、教壇に立つ教職員が、元気で健康であることこそが、何より大切である。更なる働き方改革を可能にする業務改善が必要であると考えます。
- ・近年、教員の過酷な勤務状況が表に出ることにより、教員になりたいと希望する人たちが減少している。未来を担う子どもたちの教育に携わる優秀な人材を確保するという観点からも、教員という職業が、働き方という面からも魅力あるものになっていくことが必要である。
- ・改めて、これまでの国、県、本市での取組を確認し、その上で、教育委員会と今後の学校における働き方改革と業務改善について方策を話し合いたいと考え提案する。

○ 市 長

- ・学校における働き方改革と業務改善についての本市の現状等について、事務局より

説明をお願いします。

○ 事務局

- ・「学校における働き方改革と業務改善」について、本市の状況、改善策等について説明。

(資料番号 2)

- ・急激な少子高齢化、共働き世帯の増加、地域との関わりの希薄化などの社会の変化に加え、道徳教育の充実や小学校英語科のスタート、さらには特別な支援を必要とする児童生徒、不登校児童生徒への対応の増加などにより、学校に求められる役割は拡大、多様化している。このような環境の中で、教職員の業務も複雑化、多様化し、勤務は時間的にも内容的にも増加している。
- ・そのようなことから、学校における業務改善に関しては、国、県においても様々な検討がなされ、これまでも答申や取りまとめが多数示されている。その中で、平成 26 年と 28 年には文部科学省による「教職員勤務実態調査」による現状の把握や、27 年 12 月に中央教育審議会から「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策」についての答申が出されるなど、学校の指導、運営体制の充実、教師一人一人の働き方改革を促すことなどが求められている。

(資料番号 3)

- ・教職員の業務改善を推進するに当たり、本市では、教職員の勤務に関する現状について、昨年 6 月に調査を実施した。
- ・本調査は、平成 29 年 6 月 9 日から 6 月 30 日までの期間に学校ごとに 1 週間の調査期間を設定し、全ての市立小・中学校に勤務している教職員を対象に実施し、小学校 1,311 名、中学校 743 名と、ともに 90%を超える回答率であった。簡単ではあるが、「本市の小中学校教職員の勤務状況調査」を説明する。

(資料番号 4)

- ・本市の教職員の学校における平日 1 日当たりの勤務時間は小中学校とも、12 時間以上 13 時間未満の者の割合が一番高く、12 時間を超える者は、小学校で 46.1%、中学校で 59.6%となっている。これは 1 日当たり 4 時間以上の時間外労働であり、月にすると約 80 時間となる。その割合が高い職種が、小中学校とも「教頭」であり、次いで「教諭」となっており、文部科学省が一昨年に実施した調査結果と似た傾向である。

(資料番号 5)

- ・このグラフは、教頭の「平日 1 日当たりの学内勤務時間」を表している。特に、教頭においては他の者より勤務時間が長くなっており、13 時間以上 14 時間未満、14 時間以上 15 時間未満の割合が高くなっている。12 時間を超える者は、小学校で 79.6%、中学校で 89.5%となっており、15 時間以上と回答した教頭

も、小学校で1.4%、中学校で5.3%あり、管理職である教頭の業務削減につながる施策が急務である。

(資料番号6)

- ・教頭に次いで勤務時間が長くなっているのが、教諭となっている。小中学校ともに12時間以上13時間未満の割合が一番高く、12時間を超える者は小学校で51.3%、中学校で63.6%となっている。教頭ほどではないが、15時間以上と回答した者も、小学校では0.4%、中学校で3.4%ある。

(資料番号7)

- ・この表は、教諭等が、平日の放課後や時間外に行っている主な業務内容である。小学校では「授業準備」が最も高く、次いで「成績処理」、「学年・学級経営」の割合が高くなっている。一方、中学校では「部活動・クラブ活動」が最も高く、次いで「授業準備」、「成績処理」の割合が高くなっている。平日の放課後、時間外にも日頃から、教諭が、児童生徒に学力を始め様々な力を身に付けさせるために、熱心に指導に取り組んでいることが伺える。
- ・小中学校とも、時間外に行っている業務内容が、児童生徒の指導のための業務であり、なかなか簡単に削減することが困難な部分もあり、業務改善が思うように進まない状況である。

(資料番号8)

- ・さらには、土曜日、日曜日においても、小学校は53.0%、中学校は84.3%の教諭が、土曜日、日曜日のいずれかの日に学校へ出向き、業務を行っている。
- ・年齢の若い教諭等ほど、その割合が高くなっており、小学校で約半数の教諭等が土曜日、日曜日のどちらか1日は学校に出ている結果となっている。
- ・中学校では、どの年代でも半数以上が2日間とも出向いており、29歳以上では99%がどちらか1日は出向いている結果となっている。

(資料番号9)

- ・この表は、土曜日、日曜日に学校に出向いて行った業務内容を表している。小学校では、「授業準備」の割合が高く、次いで「成績処理」「学年・学級経営」という内容になっている。中学校では「部活動・クラブ活動」の割合が群を抜いて高く、次いで「成績処理」「授業準備」に多くの時間を費やしている。小中学校とも上位3つは平日の時間外と同じ内容になっている。
- ・調査結果を見ると、本市の教職員が、平日、休日を問わず、時間と労を惜しまずに学習指導のための授業準備、成績処理等に勤務時間外も業務に当たっている。中学校においては、部活動指導、試合の引率等に多くの教員が従事していることが表されている。業務改善では、平日の業務とともに、休日業務の在り方についても見直すことが必要である。教員がプライベートな時間、家族との時間も大切にしつつ、心身ともに健康で業務を続けていくために、更なる働き方改革が必要となってきた。

(資料番号10)

- ・ 以上のような調査結果も踏まえ、教育委員会といたしましては、これまでも次のような業務改善のための施策を実施してきた。市長部局の理解を得て市独自の予算で、学習指導を始め生徒指導や特別支援教育等を充実していくために、ハートアドバイザー、特別支援教育支援員、特別支援教育サポーター、心理福祉等の専門分野で教員を補助するスクールソーシャルワーカー、英語指導を支援するALTや英語指導補助員、学校図書館業務を支援する学校図書館支援員の配置を行い、教員を支援するとともに、児童生徒の学習、学校生活の充実に努めている。
- ・ また、教育委員会が提出を求めている書類の精選や削減、学校事務の円滑かつ適切な処理のための共同実施、各学校で増えている就学援助事務におけるシステムの導入と提出書類の削減に取り組んできた。
- ・ さらに、ICT活用により指導要録の電子化、出席統計システム、成績処理等の効率化を図っており、校務支援システムの導入により60分以上業務が短縮されたと回答した割合が約70%となっており、効果を上げている。
- ・ それに加え、自宅から各学校のデータサーバに接続できるクラウドのシステムを利用している教員は1,000名を超えており、早く自宅に帰る必要がある教諭などにとって、柔軟な働き方や効率化に役立っているものと思える。
- ・ その他にも、研修会の精選、8月13日から8月15日の、お盆3日間の学校閉庁とともに、部活動休業日の月4回への拡大、外部指導者の派遣等を実施し、中学校教員の部活動指導の軽減を図ってきた。

(資料番号11)

- ・ 以上の業務改善に加え、今後、更なる改善策の1点目として「勤務時間を意識した働き方の推進」を行う。教職員自らが、タイムマネジメントを心がけ、ワークライフバランスを意識しながら、限られた時間の中で、最大限の効果を上げられるような働き方を進めるとともに、その記録をもとに、校長や教育委員会が、長時間勤務の状態にある教職員に対して、適切な指導助言を行い、心身の健康保持に努めるために、出退勤時刻の記録システムの導入の準備を進めている。また、休業日や遅い時間で電話対応として留守番電話の設置を検討している。また、現在も行っているが、更なる研修の精選を行うとともに、教職員の資質を維持、教職員の研修負担の軽減をするために、教育委員会として校内研修を今以上に積極的に支援していく。
- ・ 2点目として「勤務環境整備のための支援の充実」を行う。教員が本来の業務である子どもと向き合い学習指導を行う時間を確保するため、事務業務等を補助するスクールサポートスタッフの配置、会計業務の軽減等を検討していく。また、部活動の更なる負担軽減として、高松市アドバイザースポーツシステム(以下「TASS」という。)の活用も検討し、外部指導者派遣の拡大も考えていく。なお、部活動については、国がガイドライン(指針)を定める方向であり、本市としても、国の指針に沿った更なる改革を検討することとする。

- ・3点目として「ICT活用による効率化の推進」を更に進めていく。ICTの活用により成績処理や書類作成等で効率化が実証されている。ただ、一度に多くの学校からアクセスすると動作が遅くなることがあるので、その点が改良できるよう検討をし、より効率的に業務が行えるようにしたいと考えている。また、現在は、紙媒体と電子の併用を行っている部分もあり、煩雑になっている面もあるので、できる限り電子による決裁の方向で調整を進めていきたいと考えている。
- ・以上の施策を、教育委員会、学校、教職員が連携強化し、積極的に進め、教職員の業務改善、効率化を進めていく。

○ 市長

- ・事務局より学校における働き方改革と業務改善についての本市の現状等について説明があったが、課題や今後の対応について意見等はないか。

○ 吉澤委員

- ・教員の大変さは理解しているが、それをどのように減らしていくか、なかなか出口が見つからない。特に、小中学校の教頭先生は、1か月80時間という限度まで働かされている。安全衛生委員会では毎月、健康調査をしなければならない状況だが、何も方策がなされていない現状である。
- ・改善策としては、先生方のサポートをするソーシャルワーカー、特別教育支援員、ハートアドバイザー等の増員、また教職員自体を増員することも大事である。
- ・本市は、5億円をこれらの事業の予算に充てており、その半分は地方交付税として既に国から交付済みとのことなので、今後有効に使っていただき、教職員をサポートする人員を確保してほしい。

○ 葛西委員

- ・事務局に質問ですが、教員の勤務時間は何時から何時までなのか。例えば12時間から13時間勤務した場合、退庁時間は何時になるのか。
- ・授業準備や成績処理に係る時間が多いと感じるが、子どもたちに関わる大事な事をしていると思うが、このあたりの業務改善ができれば少し負担が減るのではないと思うが、どのような対策を講じているのか。

○ 事務局

- ・教職員の勤務時間は1日7時間45分の規定になっている。勤務の始まりは、各学校により5分から10分程度の差異はあるが、おおよそ8時からの勤務となっている。昼休みが45分とあるが、現実的には取りづらい状況である。終業時間は昼休みの45分も含め、4時半前後になる。調査をした1日当たりの勤務時間が12時間から13時間とあるのは、昼休みも含めた時間となっている。

○ 葛西委員

- ・午後8時ぐらいの退庁になるのか。

○ 事務局

- ・12時間勤務であれば、午前8時に出勤し、午後8時に退庁となる。

○ 葛西委員

- ・45分の休憩時間も取れないとのことだが、その時間は給食の時間であり、給食も授業の一貫として指導していただいていると思う。例えば、給食や掃除の時間等、その時間は先生以外の人に協力してもらえば、少しでも先生の負担が軽くなるのではないか。

○ 藤本委員

- ・資料番号11の勤務時間を意識した働き方の推進で、留守番電話の設置検討とあるが、夜間や休日、事故があった場合等に対応しなければならないが、教育委員会の中に、例えば、病院であれば当直のような制度を設け、学校全体について緊急時に対応できるようにすることは可能か。

○ 事務局

- ・今年度実施した夏季休暇の閉庁について、教育委員会から学校を通して各家庭に、緊急の場合は学校が閉庁しているので教育委員会へ連絡をするよう通知をした。そのようなシステムも可能だと思うが、実際には、緊急で連絡があったのは3件である。その内容については、通常の勤務時間でも対応できる事案であった。保護者の方にも御協力を頂き、緊急時以外は翌日にしていただく等お願いできたらと考える。

○ 藤本委員

- ・夏季休暇以外の通常への対応はどのようになるのか。保護者側からすれば、教育委員会に連絡する程ではないが、まずは学校に相談・連絡したい場合がある。夏季休暇時のような体制を検討しているのか、もしくは留守番電話のような対応を検討しているのか。

○ 事務局

- ・現在検討しているのは、留守番電話にすれば、ある程度、内容が絞り込めるのではないかと考えている。教育委員会に電話をしてはいけないということはないので対応はさせていただくが、夜間、教育委員会に連絡があることは考えていない。

○ 関元委員

- ・先生のサポート体制は整っているかもしれないが、教員数と授業時間数は変えられない中、費用をかけず学校外の協力を得て、先生の負担を減らせれば良いのではないか。
- ・やる気のある先生が超過勤務をし、疲弊しているのではないか。教員になりたい人が減ってきているという話も聞くので、人材確保も大事になってくるのではないか。

○ 市 長

- ・教職員の勤務状況調査を見て、大変驚いている。教員は特殊な勤務形態であり、超過勤務命令は基本的にはない。時間外での主な業務が、小学校では授業準備等、本来の業務であるが、中学校では部活動・クラブ活動であり、基本的には先生の仕事であるが、時間は任意に任されているのではないか。特に、20代の中学校の先生が99%土日も出勤している。おそらく部活動で試合があるのだろうが、公務扱いになっているのか。また、任意の練習試合に行き、怪我をした場合、公務災害扱いになるのか。毎日10時間以上、毎月超過勤務している人ならば、病気や亡くなった場合は公務災害として認定され手当が支給されるが、教員はどのようなになっているのか。

○ 事務局

- ・土日に部活動をした場合、県から特殊勤務手当が出ている。その手当が勤務に見合っているかは分からないが、平日の部活動については手当はない。特殊勤務手当が出るということは、公務として認めているので、土日に怪我等をした場合は、公務災害になる。平日は特殊勤務手当は出ないが、教育課程の中での活動であるため対象になる。

○ 市 長

- ・毎週、土日に部活動で出勤すると特殊勤務手当がでるのか。

○ 事務局

- ・はい。

○ 市 長

- ・土日に出勤した場合は、記録を取り、後に残せるようにしているのか。

○ 事務局

- ・特殊勤務手当を支給する時は、必ず校長の判が必要になるため、そこで確認をしている。

○ 市 長

- ・このままで良いとは言えないため、クラブ活動等がある程度省略する方法として、補助的な指導者の確保をし、できるだけ先生には校務に専念してもらおう。あるいは若干、手助けをしてもらい、土日、両方勤務しなくてもいいような、サポート体制が必要と考えられる。教育委員会としての解決策の方向性はあるのか。

○ 事 務 局

- ・国としては、部活動指導員であれば、顧問もできるため、一人で指導できる体制を作りたい考えである。本市においても同様な体制が望ましい。現在、部活を指導する外部指導者として、地域の方の力を活用する等、本市でも、部活動講師派遣事業を実施している。その場合、顧問がいないと活動ができないことになっているため、地域や本市の事業を活用しても誰か一人は教員がいなければならない状況となっている。

○ 市 長

- ・部活動中は、顧問が必ずいる必要があるのか。

○ 事 務 局

- ・はい。教員が必ずいなければいけないようになっているため、顧問もできるような外部指導者、例えば、T A S S の力を借り、人材を紹介していただく等、そのような体制ができればいいが、ハードルが高い。

○ 市 長

- ・顧問が休んだ場合の部活動はどうなるのか。

○ 事 務 局

- ・各学校において、複数で顧問をしているところが多い。

○ 教 育 長

- ・この改革には、教職員個人が意識改革して行わなければならないこと、また、学校の校長、管理者が意識しなければならないこと、そして、教育委員会がしなければならないことがある。個人では、教員としての使命感、責任感は大にしなければならないが、過度な使命感と働き方というところを考えなければならない。
- ・先程、市長から若い世代の教員が99%土日も出勤していると話が出たが、この99%出勤している教員が100%部活動に従事しているかと言えば、そうではない部分もあるだろう。私の教員時代にも、若い教員が集い、授業の事や生徒の事、

様々な事を話し合っている時間もあった。個人の資質向上にはなっているが、果たしてそれで良いのか、もっと違う過ごし方をするにより、人間的に魅力を高めるような時間に使ってほしい。働き方を個人として、どう見直していくのかが大事である。勤務時間を管理する意識が教員にはないため、今後導入を検討している勤務時間の管理方法で、個人の勤務時間を見つめ直し、個人としての意識改革を進めていく。

- ・管理者としては、ノー残業デーの徹底や、一人一人の教職員の健康状態や勤務時間を把握し、最終退庁時間を学校として決めたり、部活動の把握をし、一定の時間で終了させる等、勤務体制を整備していく必要がある。
- ・教育委員会としては、出退勤時間の管理、留守番電話、研修の精選等を進めながら、教員が元気で子どもたちの前に立てるようにしていきたい。抜本的な改革は難しいが、この10年間で増加した業務は、授業準備、教材研究、生徒に対する様々な指導等が増えているため、教員の大幅な増員が必要である。全国都市教育長協議会や中核市教育長会でも国に要望しており、市長からも市長会等で国の方にも教員の増員について要望をお願いしたい。

○ 市 長

- ・教員の増員で対応できることもある。児童生徒、一人一人の対応が難しくなっている部分もあり、その部分については人でカバーしなければならないところはある。
- ・一方、若い世代の先生が、土日も様々な業務で出勤しているとなれば、教員を増員しても、その人たちは出勤するのではないか。学校現場の働き方が変わらなければ、定数を増やしても人気のない職場になってしまうのではないか。休みがきちんと取れる職場づくりも合わせて行わなければいけない。
- ・改善策として、超過勤務管理をきちんと把握し、クラブ活動については外部指導者に顧問をしていただく等、外部の人材の活用をしていくことなどがあるが、教育委員会として他に考えていることはあるか。

○ 教 育 長

- ・資料番号11に書いていることが、新しい方策である。その中で、部活動指導の更なる負担軽減で、全国的に言われていることだが、外部指導者の人材を確保することが大変難しい。ただ、専門的に技術を教えればよいと言うわけではなく、部活動となれば、発達段階に応じた心の面、成長の面での指導、サポートや、教師としての力量も必要である。TASSでは、研修を実施し指導者としてふさわしい方をスポーツ認定指導者として登録をして学校に派遣している。この仕組みを活用できるよう、財源の確保、スポーツ協会や市長部局と教育委員会が連携を進めていき、部活動指導の更なる負担軽減を図り、全国的にも先導的に本市が役割を果たせればと

思っている。

○ 市 長

- ・ 出退勤時刻の記録システムは全ての学校に導入するのか。

○ 教 育 長

- ・ はい。

○ 吉澤委員

- ・ 出退勤時刻の記録システムを導入するのであれば、長時間労働に対する対策が必要である。企業であれば、1 か月 8 0 時間を超える時間外、休日労働で健康調査のアンケート調査を実施、1 0 0 時間で面接調査が必要となっている。目標時間を定め、それ以上勤務した場合は健康調査を実施する等、教職員にも導入する必要があるのではないか。

○ 葛西委員

- ・ 出退勤時刻の記録システムを利用して、自分の仕事の内容を精査し、意識改革をする必要がある。また、本来の子どもに向き合い関わる仕事と、教員でなくてもできる仕事があると思うので、そちらの人材確保をして教員の負担を軽減できるよう、教員以外でもできる内容を考えていくことも必要である。

○ 市 長

- ・ 資料番号 1 1 に、今後の学校業務改善方策があるが、できるだけ効果的な対応を講じていただきたい。国全体の問題でもあるので、国の改革案や動向等を踏まえながら本市が率先していきたい。市長部局側としても教育委員会と連携できるもの、協力できるものは十分に協力していく。

【議題（2）高松市の子どもの交通事故の現状と対策について】

○ 関元委員

- ・ 自動車運転では、黄色信号で進んだり、割り込みをさせてくれない、方向指示器を出すのが遅い等、マナーの悪さを常々感じており、そういったところを本市が改善していけばいいと思う。また、自転車に関しては、大きな幹線道路では地下道があるが、高校生等がそこを通らずに道路を横断しているのを見かける。

○ 藤本委員

- ・自分が自転車を走行していて、どこを走行すればいいのか分からない時がある。例えば、自転車専用道路があるが、ある部分から無くなり、どこを通行しようか迷う時がある。子どもも同様な経験があると思うので、指導も必要であり、市民全体が同じ知識を共有する必要がある。
- ・危険運転や、歩行者と衝突して相手の方が重傷を負ったということがあり、自分の子どもが加害者になることがある。そのような場合、自転車損害保険の加入をしていないと家庭全体が大変な状況に陥ることがある。被害者にも加害者になり得ることがあるということを保護者にも認識をしてもらう必要がある。条例で努力義務を課した点は評価できるが、更に進めていただきたい。

○ 事務局

- ・自転車の交通ルールは複雑であり、どこを走行したらよいか分からないと、よく問い合わせがある。自転車は軽車両であるので原則は車道を走る。歩道によっては自転車通行可という標識があるところがあり、そこは自転車が通行できる。ただ、未就学児については、自転車通行可でない歩道でも通行できるようになっている。
- ・自転車走行指導帯の設置を本市でも進めている。ただ、そこに車が停車していて通行できない状況もあるため、車を止めないよう注意喚起をしながら整備をしていきたい。
- ・自転車損害保険については、子どもが加害者になるということも考えられ、実際に損害賠償請求をされた事例もある。子どもといえども多額の損害賠償を請求される事例もあるため、損害保険加入をお願いしたい。

○ 葛西委員

- ・以前、PTA活動の中で、子どもが小学校時代に各家庭へのアンケートを実施し、通学路における危険な場所の調査をして危険箇所マップを作製し配布した。自転車に乗る時のヘルメット着用だが、努力義務になった頃のことなので随分前ではあるが、地域コミュニティ協議会から補助を頂き、ヘルメット着用の推進をしたりした。現在は、ヘルメット着用の意識も高くなってきているが、PTAや地域の方たちと立哨したり、交通安全意識を高めてきた。
- ・信号待ちの時、車が道路の左側一杯に止まっていると、歩行者や自転車が通れないため、通学路においては何か印をつける等、車を運転する方にも分かる表示をしてはどうか。
- ・自転車保険については、努力義務となっているが、子どもが加害者になることもあることを保護者にも認識してほしい。

○ 吉澤委員

- ・自転車は軽車両であり、原則、車道側を走行するべきと話があったが、その徹底が

本市また県や国で注視されていないような気がする。

- ・パンフレットには「自転車歩道通行可」の標識のある歩道を走ることができる。また、この標識がなくても児童・幼児が運転する自転車は歩道を走ることができる、とあるが、「ことができる」は、裏を返せば、しなくてもいいということである。
- ・通勤中、何校かの通学路付近を通るが、路側帯から突然車道に出てきたり、あるいは車道から、突然、路側帯に入ったり、危険性を感じることもある。
- ・児童が生徒になると、歩道を走行できない。中学校1年生が、自分が児童ではなく、生徒であると認識できているのか。また、特に、女子生徒が話をしながら自転車で並行している姿をよく見かける。自転車マナーの再教育をする必要があるのではないか。

○ 教 育 長

- ・2点ほど質問したい。まず、高松市通学路交通安全プログラムについて、平成29年度は定期合同点検を数校実施しているが、実際に改善したのは何件か。
- ・もう1点は、高校生の指導はどのようにしているのか。

○ 事 務 局

- ・高松市通学路交通安全プログラムについて、香西小学校においては、通学路の見直しや道路標示を中心に改善をした。他の学校については詳細な資料を持ち合わせていないため、後日、回答させていただきたい。
- ・高校生の自転車に対する指導については、県と県教育委員会の方で、自転車運転免許証を交付しており、その折に指導がなされている。本市でも、民間の自動車会社と協力して高校生に対する交通安全教室を実施した。
- ・昨年、道路交通法が改正され、自転車の取締りが強化された。県が主導し、県下の高校生や大学生、民間企業が一緒になり街頭キャンペーンを実施した。県警察、県教育委員会、本市教育委員会とも連携をして、高校生に対する啓発、指導を進めていきたいと考えている。

○ 教 育 長

- ・高松市通学路交通安全プログラムについては、交通事故等、緊急対応をする場合は改善が図られていると聞くが、定期合同点検、臨時合同点検では、それぞれの通学路の危険個所がどの程度、吸い上げられているか疑問があった。数年に一度しか各校区当たらないため、全ての通学路のみならず、子どもが通るであろう道路についても危険個所が吸い上げられるよう合同点検の場で、対策、改善に取り組んでいただきたい。
- ・高校生の指導については、県立高校は学校を通してということだったが、学校を通して指導することが効率的なのかもしれないが、全て学校を通してするのではなく、

家庭を通じて高校生についても指導をしていくことが大事である。

- ・例えば、広報たかまつに啓発資料を入れる等、家庭向けに啓発をしていくことが、親又は大人が、子どもが出掛ける時に一声かけることにもつながる。家庭からの指導も考えていかなければいけない。

○ 市 長

- ・自転車についての安全運転、保険の問題等、子どもだけでなく大人も含めた交通安全は、県、本市として重要な課題である。減少したとはいえ、交通事故死亡者数は、相対的な全国の順位として、去年はワースト5位である。
- ・自動車運転のマナーが悪いと感じる。無理やり割り込みをしたり、割り込ませないといった、思いやり、お互いの譲り合いが見られない。マナーアップを子どもの頃から図る意味でも、交通安全教室は重要である。学校、家庭、地域でも取り上げていただき、しっかりと対策を練っていただきたい。

○ 葛西委員

- ・「ゾーン30」とあるが、同じ道路でも30キロ制限とあったり、別の校区になるとなかったりするが、どのような基準なのか。

○ 事 務 局

- ・4ページにありますように、区域を定めて最高速度を30キロに規制をかけており、これまでに設定した地区については下段に記載している。基本的には、交通事故が多い箇所や、学校周辺、あるいは交通規制をかけるため、地元や自治会等の理解や協力が必要になり、同意が得られた地域に設置している。
- ・「ゾーン30」事業については、規制をかけるため県警察が主導で行っている。県警察についても、今後、設定地区を広げていきたい考えを持っており、地元や各コミュニティ協議会の要望も踏まえながら考えたい。設定したい地区があれば、私どもに紹介頂ければ動いていきたい。

○ 市 長

- ・公安委員会の決定なのか。

○ 事 務 局

- ・はい。規制をするため公安委員会になる。規制だけでなく、道路標示や標識等の交通安全対策、交差点改良を一緒に行うため、質の高い交通安全環境が整う。
- ・規制をする場合は、地元の同意が必要になるため難しい地区もある。

○ 市 長

- ・設定後の取り締まりはしているのか。

○ 事 務 局

- ・県警察の方も、規制地区であるので、パトロール等、行っている。

○ 藤本委員

- ・罰則はあるのか。

○ 事 務 局

- ・規制を超えると、罰則はある。

○ 市 長

- ・頂いた意見を参考にしながら、今後とも関係機関、関係団体等連携をして、ソフト面、ハード面の両面から、交通安全対策を効果的に進め、子どもの交通事故抑止に取り組んでいく。